

監査公表第20号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
健康福祉部
福祉課、高齢者支援課、保険医療課、こども未来課、
こども未来課こども家庭センター、健康課、地域医療支援センター、
作手診療所

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和6年12月23日～令和7年3月26日

第5 監査の方法
令和6年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

健康福祉部

【福祉課、高齢者支援課、保険医療課、こども未来課、こども未来課こども家庭センター、健康課、地域医療支援センター、作手診療所】

意見

- 1 健康福祉の分野はマンパワーが求められる。専門職のなり手不足や予算の確保など難しい面はあるが、必要な人材確保に向けて努力していただきたい。
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、保険医療課と健康課と高齢者支援課が連携し、それぞれの持ち分を生かして一つの事業に取り組む成果を上げている。他の事務事業にもこうした連携の取り組みを広めていただきたい。
- 3 市民負担の増加を求める見直しの際には、十分な説明を行い理解を求めるなど、慎重を期して行っていただきたい。
- 4 健康福祉の業務は目先の問題への対応で精一杯となりがちだが、業務の本来のあり方について長期的視点に立って思考し、取り組むように努めていただきたい。

【福祉課】

意見

- 1 通帳の管理にあたっては、絶対に間違えることがないように、必ず複数人で取り扱っていただきたい。

【高齢者支援課】

意見

- 1 東三河広域連合の地域支援事業として実施されている高齢者宅への配食サービスについては、構成する8市町村において対象者の判定基準に違いがあり、統一に向けた協議がされているが、配食を行う事業者の確保を含めて市町村間でサービスに違いが生じないように取り組んでいただきたい。

【保険医療課】

意見

- 1 国民健康保険が後期高齢者医療保険と同様に県単位に広域化され、保険料（税）水準の統一化の検討が進められているが、東三河北部医療圏のように医療資源の少ない地域であることについての配慮がなされるように取り組んでいただきたい。

【地域医療支援センター】

意見

- 1 通帳の管理については、絶対に間違えることがないよう、必ず複数人で管理にあたっていただきたい。
- 2 助産所は分娩のための施設として開設されたが、今は産後ケア業務にシフトしてきており、さらには小中高生を対象にした「いのちの授業」や妊娠前の健康管理である「プレコンセプション（受胎前）ケア講座」を行うなど、時代の流れに沿った対応がなされている。こうした新たな取り組みについては今後も積極的に実施していただきたい。